

保険だより

- 必 読 -

木津川市の発足に伴う 保険者番号等の改定について 平成19年3月12日から

山城町、木津町および加茂町が平成19年3月12日付けで合併し、木津川市となることに伴い、国保の保険者番号、老健の市町村番号等が下記のとおり改定されますので、お知らせします。

3月度請求書(2月診療分)
提出期限
基金 10日(土)
午後5時まで
* 国保分点検 = 9日
国保 10日(土)
午後5時まで
* 国保分点検 = 9日
労災 12日(月)
午後5時まで
提出期限にかかわらず、
お早目にご提出ください。

記

保険者番号等の改定

	改定前		改定後	
	市町村	番号	市	番号
国民健康保険 (一般)	山城町	260570	木津川市	260158 記号 木津川
	木津町	260588		
	加茂町	260596		
国民健康保険 (退職)	山城町	67260570	木津川市	67260158 記号 木津川
	木津町	67260588		
	加茂町	67260596		
老人保健	山城町	27260579	木津川市	27260157
	木津町	27260587		
	加茂町	27260595		
福祉医療(老) ^④	山城町	41260571	木津川市	41260159
	木津町	41260589		
	加茂町	41260597		
福祉医療(障) ^④ 京都府補助事業	山城町	43260579	木津川市	43260157
	木津町	43260587		
	加茂町	43260595		
福祉医療(障) ^④ 市単独事業	山城町	-	木津川市	43261155
	木津町	43261585		
	加茂町	43261593		
福祉医療(母) ^④ 京都府補助事業	山城町	44260578	木津川市	44260156
	木津町	44260586		
	加茂町	44260594		
福祉医療(母) ^④ 市単独事業	山城町	-	木津川市	44261154
	木津町	44261584		
	加茂町	44261592		
福祉医療(乳) ^⑤ 京都府補助事業	山城町	45260577	木津川市	45260155
	木津町	45260585		
	加茂町	45260593		
福祉医療(乳) ^⑤ 市単独事業	山城町	45261575	木津川市	45261153
	木津町	45261583		
	加茂町	45261591		
自立支援(更生) 医療	山城町	15260573	木津川市	15260151
	木津町	15260581		
	加茂町	15260599		

合併に伴う取り扱いのながれ

日付	業務等	備考
平成19年3月12日	木津川市発足	3月12日以降新たに資格取得された方は新市の証を交付 (福祉医療を除く)
3月12日以降	国保保険証・老人保健受給者証・福祉医療受給者証等 発送	新旧証混在期間 (3月12日以降3月31日)
平成19年3月31日	(発効期日 平成19年4月1日)	旧国保・旧福祉医療証の有効期限日
平成19年6月30日	旧証猶予期間終了	

乳幼児医療^④については、3月31日以降の有効期限の証が発効されていますが4月1日付けで新市証に更新します。

新証・旧証(レセプト)の取り扱い 国保・老健・福祉^{④①③④④⑤}・公費^{②④}

審査月 保険証	4月審査分	5月審査分	6月審査分	7月審査分	8月審査分
新証	発効期日前 返戻 発効期日後 OK	OK	OK	OK	OK
旧証	OK	OK (猶予期間)	OK (猶予期間)	OK (猶予期間)	返戻

新証への更新は3月末で、発効日は4月1日です。ただし、3月12日合併のため合併期日以降資格を有した方については、新証を交付します。

平成19年8月審査分以降、平成19年4月診療分、5月診療分および6月診療分を旧証で提出された場合は、返戻となります。なお、平成19年3月11日以前分を新証の番号で提出された場合も、返戻となります。

福祉医療市単独事業の制度内容

制度名	対象者	給付範囲	一部負担金
福祉医療(障) ^④ 市単独事業	老人保健法受給者証を交付されていない 身体障害者手帳1・2級所持者(所得制限超者)、3級所持者(所得制限内者) 療育手帳A所持者(所得制限超者)、 B所持者(所得制限内者) 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B所持者(所得制限超者)	保険の 自己負担分	なし
福祉医療(乳) ^⑤ 市単独事業	現物給付：満3歳到達から就学前の翌月 から小学校就学前までの児童で外来(8,000 円まで)	一部負担以 外の保険の 自己負担分	医療機関ご とに1ヵ月 につき200円
重度心身障害老人 健康管理事業 市単独事業	老人保健法受給者証を交付されている 身体障害者手帳1・2級交付者(所得制 限超者)、3級交付者(所得制限内者)	老人保健の 自己負担分	なし

診療点数と支払金額を確認した上での支給となるため、申請時に添付する領収書には、保険適用分の診療点数・支払金額の記載が必要になります。

**市町村合併に伴う生活保護法による（医療扶助・介護扶助）
に係る公費負担者番号の設定について**
平成19年3月12日から

木津町，加茂町および山城町の3町が平成19年3月12日に合併し，木津川市となることに伴い，生活保護法による（医療扶助・介護扶助）に係る公費負担者番号が下記のとおり設定されますのでお知らせします。

記

実施機関名：木津川市

設定年月日：平成19年3月12日

管轄地域：旧木津町，旧加茂町，旧山城町

公費負担者番号：

	法別番号	都道府県番号	実施機関番号	検証番号	実施機関
新	12	26	311	7	木津川市
(旧)	(12)	(26)	(004)	(8)	(山城南保健所)

笠置町，和束町，精華町，南山城村は，山城南保健所が引き続き管轄。

市町村合併に伴う医療機関コード等の変更について

平成19年3月12日に相楽郡6町1村のうち3町(加茂町, 木津町, 山城町)が市町村合併により木津川市となることから医療機関コード等の変更に伴う取り扱いについて, 下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

1 市制施行後の郡市区番号

木津川市(加茂町, 木津町, 山城町)

郡市区番号「35」を新規に設定

(笠置町, 精華町, 和束町, 南山城村については従来どおり)

2 その他

(1) 合併に伴う住所変更届は不要。

(2) 変更後の指定通知書は3月12日頃に送付予定。

(3) 市町村合併に伴う診療報酬請求書等の取り扱い

- ・平成19年4月請求分(平成19年3月診療分)

合併後の3月12日から31日の診療分を含む診療報酬請求について旧の医療機関コード「14」での取り扱いとすることで京都府社会保険診療報酬支払基金, 京都府国民健康保険団体連合会と調整済み。

- ・平成19年5月請求分(平成19年4月診療分)

医療機関コードは新医療機関コードの「35」を使用ください。

生活保護世帯の人工透析に係る 医療費の取り扱いについて

生活保護世帯の人工透析に係る医療費については、これまで生活保護の医療扶助で対応して差し支えないこととされてきましたが、厚生労働省通知により、今後、自立支援医療(更生医療)を優先適用することとなりますので、ご注意ください。

1 適用時期

平成19年度(19年3月診療分)から適用
(京都市は、19年4月診療分からの予定)

2 取扱内容等

生活保護世帯で人工透析を受けられている場合、自立支援医療(更生医療)の支給申請手続きを行われた方については、自立支援医療受給者証を確認のうえ、自立支援医療(更生医療)として取り扱うこととなります。

自立支援医療(更生医療)の申請に当たっては、指定自立支援医療機関(病院)の意見書および概算見積書が必要ですのでご協力ください。

また、自立支援医療(更生医療)の支給認定には身体障害者更生相談所の判定等の手続きが必要なため、申請から受給者証発行まで一定期間が必要となりますのでご留意願います。

3 自立支援医療(更生医療)適用に当たっての留意点等

- (1) 自立支援医療(更生医療)の公費適用は、指定自立支援医療機関で行われる医療についてのみ適用されるものです。
- (2) 自立支援医療(更生医療)の対象外の医療(ケガ等の一般の医療)については、生活保護の医療扶助の対象となります。
- (3) 身体障害者手帳を所持されていない方が自立支援医療(更生医療)を受けるには、身体障害者手帳の交付申請が必要となります。

4 問合せ先

京都府 保健福祉部障害者支援室(自立支援担当)

TEL : 075 - 414 - 4598

京都市 保健福祉局障害保健福祉課(自立支援医療担当)

TEL : 075 - 222 - 4161

**麻薬，麻薬原料植物，向精神薬および麻薬向精神薬原料を
指定する政令の一部を改正する政令**

厚労省の平成19年1月4日政令第6号により，翌2月3日から「2 - メチルアミノ - 1 - (3,4 - メチレンジオキシフェニル) プロパン - 1 - オンおよびその塩類」が新たな麻薬に指定されましたのでお知らせいたします。

労災保険における看護の給付の 取り扱いの一部改正等について

これまで、労災保険においては、健康保険では認められていない看護の給付（付添看護）が、「労災付添看護」および「特別労災付添看護」として認められてきましたが、このうち「労災付添看護」については、有床診療所 群入院基本料3の届出を行っている医療機関であることが要件となっていました。しかし、平成18年4月の健康保険診療報酬点数表の改定に伴い、有床診療所 群入院基本料3に該当する入院基本料が廃止されたため、「労災付添看護」についても廃止とし、労災保険における付添看護は、「特別労災付添看護」のみ継続することとなり、関係通知の変更等が行われました。

また、経過措置として、平成18年3月31日の時点で「労災付添看護」を受けており、引き続き看護の必要な傷病労働者については、同年4月1日以降も従前の基準により保険給付することとしていますので、ご注意ください。

なお、労災保険における看護料算定基準についても、上記変更に関連して必要な修正が行われ、その取り扱いは平成18年4月1日以降の看護に係るものから適用されますので、お知らせします。

健康保険組合の主たる事務所の名称変更について

近畿厚生局健康福祉部から、健康保険組合の主たる事務所が、下記のとおり名称変更する旨通知がありましたので、お知らせします。

記

	旧	新
名 称	佐川急便グループ健康保険組合	S Gホールディングスグループ健康保険組合
所 在 地	京都市下京区烏丸通仏光寺下る大政所町678	
変更年月日	平成19年 4月 1日	

被保険者証の無効通知について

次のとおり保険者より無効通知が送付されましたので、ご注意ください。

〔刑務共済組合京都刑務所支部〕

記 号 番 号	2030
氏 名	中 村 博 子
生 年 月 日	昭 31.12.21
無 効 事 由	-
無 効 年 月 日	平 19. 1 . 4